
6 関係例規集

保存事業に関する条例等を掲載しています。

○出水市伝統的建造物群保存地区保存条例

平成18年3月13日

条例第211号

改正 平成23年8月30日条例第23号

平成30年3月23日条例第11号

令和元年12月20日条例第25号

(目的)

第1条 この条例は、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「法」という。）第143条第1項の規定に基づき、本市が都市計画に定める伝統的建造物群保存地区に関し、現状変更の規制その他その保存のため必要な措置を定め、もって本市の文化的向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物群 法第2条第1項第6号に規定する伝統的建造物群をいう。
- (2) 伝統的建造物群保存地区 法第142条に規定する伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）をいう。

(保存計画)

第3条 市長は、保存地区が定められたときは、出水市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴いて当該保存地区の保存に関する計画（以下「保存計画」という。）を定めなければならない。

2 前項の保存計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 保存地区の保存に関する基本計画に関する事項
- (2) 保存地区内における伝統的建造物群を構成している建築物その他の工作物（以下「伝統的建造物」という。）及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の決定に関する事項
- (3) 建造物の保存整備計画に関する事項
- (4) 建造物及び建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件に係る助成措置等に関する事項
- (5) 保存地区の保存のため必要な管理施設及び設備並びに環境の整備に関する事項

3 市長は、第1項の保存計画を定めたときは、これを告示しなければならない。

4 保存計画を変更しようとするときは、第1項及び前項の規定を準用する。

(平30条例11・令元条例25・一部改正)

(現状変更行為の規制)

第4条 保存地区内における次に掲げる行為については、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

(1) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の新築、増築、改築、移転又は除却

(2) 建築物等の修繕、模様替え又は色彩の変更でその外観を変更することとなるもの

(3) 宅地の造成その他の土地の形質の変更

(4) 木竹の伐採

(5) 土石類の採取

(6) 水面の埋立て

(7) 屋外広告物の設置又は変更

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為に該当する行為で次に掲げるものについては、同項の規定による許可を受けることを要しない。

(1) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為

(2) 次に掲げる工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）の新築、増築、改築、移転又は除却

ア 仮設の工作物の新築、増築、改築又は移転

イ 水道管・下水道管、井戸その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新築、増築、改築、移転又は除却

(3) 次に掲げる木竹の伐採

ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採

イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採

ウ 森林病虫害等防除のための木竹の伐採

エ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採

オ 仮植した木竹の伐採

(4) 前3号に掲げるもののほか、次に掲げる行為

ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為

イ 鹿児島県公安委員会及び道路管理者が行う道路標識等の設置又は管理に係る行為
ウ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げるものを除く。

(ア) 建築物等の新築、改築、増築、移転又は除却

(イ) 用排水施設又は幅員が2メートルを超える農道若しくは路肩部分及び屈曲部
又は待避所として必要な拡幅部分を除く部分の幅員が3メートルを超える林道の
設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 森林の択伐又は皆伐（林業を営むために行うものを除く。）

(オ) 水面の埋立て

3 市長は、第1項の許可を与える場合には、保存地区の保存のため必要な限度において条件を付することができる。

(令元条例25・一部改正)

(許可の基準)

第5条 市長は、前条第1項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合しないものについては、同項の規定による許可をしてはならない。

(1) 伝統的建造物の増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の伝統的建造物の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(2) 伝統的建造物の移転（同一保存地区内における当該伝統的建造物の移築を含む。以下この号において同じ。）については、移転後の伝統的建造物の位置及び移転後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(3) 伝統的建造物の除却については、除却後の状態が当該伝統的建造物群の特性を維持していると認められるものであること。

(4) 伝統的建造物以外の建築物等の新築、増築若しくは改築又は修繕、模様替え若しくは色彩の変更でその外観を変更することとなるものについては、それらの行為後の当該建築物等の位置、規模、形態、意匠又は色彩が当該保存地区の歴史的風致を著しく損うものでないこと。

(5) 前号の建築物等の移転については、移転後の当該建築物等の位置及び移転後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損うものでないこと。

- (6) 第3号の建築物等の除却については、除却後の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損うものでないこと。
- (7) 前条第1項第3号から第6号までの行為については、それらの行為後の地貌その他の状態が当該保存地区の歴史的風致を著しく損うものでないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、当該行為後の建築物等又は土地の用途等が当該伝統的建造物群の保存又は当該保存地区の環境の維持に著しい支障を及ぼすおそれがないものであること。

(令元条例25・一部改正)

(国の機関等に関する特例)

第6条 国若しくは地方公共団体の機関又は文化財保護法施行令（昭和50年政令第267号）第4条第5項の国又は地方公共団体の機関と見なされる法人（以下「国の機関等」という。）が行う行為については、第4条第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関等は、第4条第1項の許可に係る行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(令元条例25・一部改正)

(行為の通知)

第7条 次に掲げる行為については、第4条第1項及び前条の規定は適用しない。この場合において、第4条第1項の許可又は前条の協議に係る行為をしようとするときは、あらかじめ市長にその旨を通知しなければならない。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）による都市計画事業の施行として行う行為
- (2) 都市計画法による国、県若しくは市又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
- (3) 河川法（昭和39年法律第167号）第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
- (4) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）又は農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）に規定する林地荒廃防止施設災害復旧事業に係る行為
- (5) 道路法（昭和27年法律第180号）による道路の改築（小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。）、維持、

修繕又は災害復旧に係る行為

- (6) 地方公共団体又は農業等を営む者が組織する団体等が行う農業構造、林業構造の改善に関し必要な事業の施行に係る行為
- (7) 法第27条第1項の規定により指定された重要文化財、法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は法第109条第1項の規定により指定され、若しくは法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (8) 鹿児島県文化財保護条例（昭和30年鹿児島県条例第48号）第4条第1項の規定により指定された鹿児島県指定有形文化財、同条例第25条第1項の規定により指定された鹿児島県指定有形民俗文化財、同条例第30条第1項の規定により指定された鹿児島県指定史跡、鹿児島県指定名勝又は鹿児島県指定天然記念物の保存に係る行為
- (9) 出水市文化財保護条例（平成18年出水市条例第209号）第4条第1項の規定により指定された出水市指定有形文化財、出水市指定有形民俗文化財、出水市指定史跡、出水市指定名勝又は出水市指定天然記念物の保存に係る行為
- (10) 郵便差出箱の設置又は管理に係る行為
- (11) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第4号に規定する電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (12) 公衆電話施設の設置又は管理に係る行為
- (13) 有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法（昭和25年法律第132号）第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路若しくは空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理に係る行為
- (14) 放送法第2条第2号に規定する基幹放送の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
- (15) 電気事業法（昭和39年法律第170号）による電気事業の用に供する電気工作物の設置（発電の用に供する電気工作物の設置を除く。）又は管理に係る行為
- (16) 水道法（昭和32年法律第177号）による水道事業若しくは水道用水供給事業若しくは工業用水道事業法（昭和33年法律第84号）による工業用水道事業の用に供する施設又は下水道法（昭和33年法律第79号）による下水道の排水管若しくはこれを補完するため設けられる施設の設置又は管理に係る行為

(平 2 3 条例 2 3 ・ 令元条例 2 5 ・ 一部改正)

(許可の取消し等)

第 8 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、保存地区の保存のため必要な限度において、第 4 条第 1 項の規定によってした許可を取り消し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物等の改築、移転又は除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこれに基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないで自らその工事をしている者若しくはした者
- (3) 第 4 条第 3 項の規定により許可に付した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第 4 条第 1 項の規定による許可を受けた者

2 市長は、前項の規定により処分をし、又は必要な措置をとることを命じようとするときは、あらかじめ、出水市伝統的建造物群保存地区保存審議会の意見を聴き、かつ、当該処分又は措置を命ずべき者について聴聞を行わなければならない。

(平 3 0 条例 1 1 ・ 令元条例 2 5 ・ 一部改正)

(損失の補償)

第 9 条 市長は、第 4 条第 1 項の許可を受けることができなかつたことにより、損失を受けた者に対して申出により通常生ずべき損失を補償するものとする。

(経費の補助等)

第 1 0 条 市長は、保存地区内における建築物等及び伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するため特に必要と認められる物件の管理、修理、修景又は復旧について、自ら保存のため適当な措置を行い、又は当該物件の所有者等に対しその経費の一部を補助することができる。

(伝統的建造物群保存地区保存審議会)

第 1 1 条 保存地区の保存等に関する重要事項について調査審議するため、別に定めるところにより出水市伝統的建造物群保存地区保存審議会を置く。

(平 3 0 条例 1 1 ・ 全改)

(委任)

第 1 2 条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に市長が定める。

(令元条例 25・一部改正)

(罰則)

第 13 条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の罰金に処する。

- (1) 第 4 条第 1 項の規定に違反した者
- (2) 第 8 条第 1 項の規定に基づく命令に違反した者

(両罰規定)

第 14 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従事者がその法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、前条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 18 年 3 月 13 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の出水市伝統的建造物群保存地区保存条例(平成 6 年出水市条例第 9 号。以下「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附 則 (平成 23 年 8 月 30 日条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 30 年 3 月 23 日条例第 11 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和元年 12 月 20 日条例第 25 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に効力を有する出水市教育委員会が行った処分、手続その他の行為又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に出水市教育委員会に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後この条例の規定により市長が管理し、及び執行す

ることとなる事務に係るものは、施行日以後においては、市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

○出水市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則

平成18年3月13日

規則第183号

改正 令和2年2月12日規則第21号

令和3年4月1日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、出水市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年出水市条例第211号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(現状変更行為の許可の申請)

第2条 条例第4条第1項の許可の申請は、現状変更行為許可申請書（第1号様式）を市長に提出して行わなければならない。申請した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の申請書には、市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、通常管理行為及び軽易な行為については、同項の規定による許可の申請は要しない。

(現状変更行為の決定等)

第3条 市長は、前条の規定により許可の申請があったときは、速やかに許可の可否を決定しなければならない。

2 前項の許可の可否については、条例第5条に規定する許可基準に基づいて行うものとする。

3 市長は、条例第4条第1項の許可をしたときは現状変更行為許可書（第2号様式）により、許可をしなかったときはその旨を記載した文書により、申請者に通知するものとする。

(現状変更行為完了等の届出)

第4条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為を完了し、又は中止したときは、速やかに現状変更行為完了・中止届出書（第3号様式）を市長に提出しなければならない。

(許可標識の掲示)

第5条 条例第4条第1項の許可を受けた者は、当該許可に係る行為の期間中、当該行為を行う土地の区域内の見やすい場所に現状変更行為許可標識（第4号様式）を掲示しなければならない。

(国の機関等の協議の手続)

第6条 条例第6条の規定による協議は、現状変更行為協議申出書（第5号様式）を市長に提出して行うものとする。

（国の機関等の通知の手続）

第7条 条例第7条の規定による通知は、現状変更行為通知書（第6号様式）を市長に提出して行うものとする。

（技術的援助及び物資の提供又はあっ旋）

第8条 市長は、必要に応じ条例第2条第2号に規定する保存地区における建造物の修理等の相談に応じ、指導及び助言並びに補足用材料の提供又はあっ旋を行うものとする。

（令2規則21・追加）

（その他）

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

（令2規則21・旧第8条繰下）

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成18年3月13日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の出水市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則（平成7年出水市規則第21号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年2月12日規則第21号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年4月1日規則第35号）

（施行期日）

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現に存するこの規則による改正前の様式は、当分の間所要の修正を加え、なお使用することができる。

第1号様式(第2条関係)

現状変更行為許可申請書

年 月 日

(宛先)出水市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

出水市伝統的建造物群保存地区保存条例第4条第1項の規定に基づき、次のとおり申請します。

現 状 変 更 場 所	出水市	
現状変更行為の理由		
現状変更行為の内容及び実施の方法		
工 事 着 手 及 び 完 了 の 時 期	着手年月日 年 月 日	完了年月日 年 月 日
工 事 施 工 者 の 住 所 及 び 氏 名	住 所 氏 名 (電話番号)	
そ の 他 参 考 と な る 事 項		

(添付書類)

位置図、設計図、現況写真、その他

第3号様式(第4条関係)

現状変更行為完了・中止届出書

年 月 日

(宛先)出水市長

申請者 住 所
氏 名
電話番号

出水市伝統的建造物群保存地区保存条例施行規則第4条の規定により、次のとおり届け
出ます。

現状変更行為の内容	
現状変更行為の場所	
許 可 年 月 日	年 月 日
許 可 番 号	第 号
行 為 の 完 了 (中 止) 年 月 日	年 月 日
行 為 中 止 の 理 由	

第4号様式(第5条関係)

()伝統的建造物群保存地区	
現状変更行為	許可標識
現状変更行為の内容	
現状変更行為の場所	出水市
現状変更行為の期間	年 月 日まで
許可年月日・番号	年 月 日 第 号
許可を受けた者の住所氏名	
工事施工者名	
許 可 者	出水市

第5号様式(第6条関係)

現状変更行為協議申出書

年 月 日

(宛先)出水市長

届出者 住 所
名 称
代表者名

出水市伝統的建造物群保存地区保存条例第6条の規定により、次のとおり協議します。

現 状 変 更 場 所	出水市	
現状変更行為の理由		
現状変更行為の内容 及び実施の方法		
工 事 着 手 及 び 完 了 の 時 期	着手年月日 年 月 日	完了年月日 年 月 日
そ の 他 参 考 と な る 事 項		

第6号様式(第7条関係)

現 状 変 更 行 為 通 知 書

年 月 日

(宛先)出水市長

届出者 住 所
名 称
代表者名

出水市伝統的建造物群保存地区保存条例第7条の規定により、次のとおり通知します。

現 状 変 更 場 所	出水市	
現状変更行為の理由		
現状変更行為の内容 及び実施の方法		
工 事 着 手 及 び 完 了 の 時 期	着手年月日 年 月 日	完了年月日 年 月 日
そ の 他 参 考 と な る 事 項		

○出水市伝統的建造物群保存地区保存審議会規則

令和2年2月12日

規則第20号

改正 令和3年3月29日規則第24号

令和4年9月30日規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、出水市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年出水市条例第211号）第11条及び出水市附属機関の設置に関する条例（平成30年出水市条例第11号。次条第3項において「条例」という。）の規定に基づき置く出水市伝統的建造物群保存地区保存審議会（以下「審議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議会の委員)

第2条 審議会の委員（以下「委員」という。）の定数は、15人以内とし、当該委員の構成は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係地域における代表者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年以内とする。

3 委員には、条例第5条に規定する秘密を守る義務を課する。

4 審議会に特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

5 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務

を代理する。

- 5 会長及び副会長に共に事故があるとき、又は会長及び副会長が共に欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、審議会を招集し、審議会の会議（以下「会議」という。）の議長となる。

- 2 会議は、委員及び臨時委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員及び臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、商工観光部文化スポーツ課において処理する。

(令3規則24・令4規則61・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(審議会の招集の特例)

- 2 第4条第1項の規定にかかわらず、委員の互選により会長が定められていない場合にあっては、市長が審議会を招集する。

附 則 (令和3年3月29日規則第24号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年9月30日規則第61号)

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

○出水市伝統的建造物群保存地区保存奨励規則

平成18年3月13日

規則第184号

(目的)

第1条 この規則は、文化財保護法（昭和25年法律第214号）第143条第1項の規定に基づき、本市が定めた出水市伝統的建造物群保存地区（以下「保存地区」という。）の保存に関し、市民の保存思想の高揚及び歴史的街並み環境の保全に資することを目的とする。

(奨励金の交付)

第2条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、この規則に定めるところにより奨励金を交付することができる。ただし、第2号の者に対しては、1生垣につき、1年度間2回まで交付することができる。

- (1) 保存地区内に土地を所有する者（納税管理人を含む。）のうち、出水市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年出水市条例第211号）第3条に規定する保存計画（以下「保存計画」という。）に基づく保存事業を行う者
- (2) 保存地区内の公道等に面する生垣を、保存計画に基づきせん定した者

(奨励金の対象)

第3条 前条第1号の者に対する奨励金の交付の対象となる土地は、次のとおりとする。

- (1) 保存計画で伝統的建造物に決定された建築物が所在する一筆の土地
- (2) 保存計画で伝統的建造物に決定された石垣が所在する土地のうち、伝統的建造物台帳に登録された長さに原則として奥行2メートルを乗じて得た面積の土地
- (3) 保存地区内に所在する前2号以外の土地で、市長が必要と認めた土地

2 前条第2号の者に対する奨励金の交付の対象となる生垣は、次のとおりとする。

- (1) 保存計画で伝統的建造物群と一体をなす環境を保存するために特に必要と認められる物件に決定された生垣
- (2) 前号以外の生垣で、市長が必要と認めた生垣

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、次のとおりとする。

(1) 第2条第1号の者に対する奨励金の額は、この者の前条第1項各号の土地に係る前年度固定資産税の納税額に、次の支給割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数は、切り捨てる。

区分	支給割合
第3条第1項第1号の土地	1/2以内
第3条第1項第2号の土地	1/2以内
第3条第1項第3号の土地	1/5以内

(2) 第2条第2号の者に対する奨励金の額は、次の算式により計算した額に支給割合を乗じて得た額とする。ただし、100円未満の端数は切り捨てる。

区分	算式	支給割合	支給限度額
第3条第2項第1号の生垣	$\{0.5 + (\text{せん定長さ} \div 5)\} \times \text{庭師日当} \div 8 \times \{1 + (\text{せん定高さ} - 1) \div 5\}$	8/10以内	100,000円
第3条第2項第2号の生垣		2/3以内	50,000円

2 前項各号の規定により算出した奨励金の額が1,000円に満たない場合は、1,000円とする。

(その他)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年3月13日から施行する。

○出水市伝統的建造物群保存地区保存補助金交付要綱

平成18年3月13日

告示第174号

(趣旨)

第1条 この告示は、出水市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成18年出水市条例第211号。以下「条例」という。）第10条の規定による補助に関し、出水市補助金等交付規則（平成18年出水市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、条例によるもののほか、次に定めるところによる。

- (1) 伝統的建造物等 条例第3条に規定する保存計画で伝統的建造物及び環境物件に決定された物件をいう。
- (2) 外観 保存地区内の道路その他の場所で第三者が通常許可なく通行又は進入できる場所から望見できる伝統的建造物等及び伝統的建造物等以外の物件の外部をいう。

(補助対象経費等)

第3条 補助の対象となる伝統的建造物等の物件の種類、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第1のとおりとする。

2 補助の対象となる伝統的建造物等以外の物件の種類、補助対象経費、補助率及び補助限度額は、別表第2のとおりとする。

3 前2項の規定により難しい場合は、市長が別に定める。

(災害)

第4条 伝統的建造物等及び伝統的建造物等以外の物件で既に保存計画に基づく保存事業を行った物件が暴風、豪雨、地震その他自然災害により被害を受けた場合の補助金の交付については、前条の規定を準用する。

(補助金の交付の申請者)

第5条 補助金の交付の申請をすることができる者は、第3条に規定する物件について権利を有する者で、保存計画に基づく保存事業を行おうとするものとする。

(補助金の交付の申請)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書は、第1号様式によるものとし、次に掲げる書類を添付して工事着工の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(第2号様式)
- (2) 収支予算書(第3号様式)
- (3) 設計書
- (4) 仕様書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定の通知)

第7条 規則第6条の規定による補助金の交付の決定の通知は、第4号様式により行うものとする。

(補助事業の内容等の変更)

第8条 規則第7条第1項の補助事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業量又は事業費に増減が生じたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、補助金の交付の申請に係る書類に記載した内容に重要な変更を生じたとき。

2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書(以下「変更申請書」という。)は第5号様式によるものとし、同項の規定により変更申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。

- (1) 事業変更計画書(第2号様式)
- (2) 変更収支予算書(第3号様式)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は伝統的建造物群保存地区保存補助金変更承認通知書(第6号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は伝統的建造物群保存地区保存補助金変更交付決定通知書(第7号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第9条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書(以下「実績報告書」という。)は、第8号様式によるものとし、同条の規定により実績報告書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業実績書(第2号様式)
- (2) 収支精算書(第3号様式)
- (3) 工事請負契約書又はこれに代わるものの写し
- (4) 工事費内訳書又はこれに代わるものの写し
- (5) 施行業者の事業完了届の写し
- (6) 事業完了後の写真
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定の通知)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定の通知は、第9号様式により行うものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は、第10号様式のとおりとする。

- 2 この補助金は、概算払により交付することができる。
- 3 規則第16条第3項の概算払申請書は、第11号様式によるものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成18年3月13日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の出水市伝統的建造物群保存地区保存補助金交付要綱(平成7年出水市告示第51号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

別表第 1 (第 3 条関係)

補助対象物件	補助対象経費	補助率	補助限度額
主屋 附属屋 蔵	保存計画に基づく当該物件の外観保存のための修理又は復旧に要する経費。ただし、外観の保存上、構造耐力上必要と認められる場合は、基礎、土台、床組、柱、梁材、横架材、小屋組みなどの構造材を含むことができる。	8 / 10 以内	7,000,000 円
門 祠 井戸 塀 石垣			4,000,000 円
主屋 附属屋 蔵	当該物件及びその底地に係る防虫及び殺虫処理に要する経費		400,000 円
門 祠 井戸 塀			50,000 円
石段 生垣 樹木等	保存計画に基づく当該物件の外観保存のための修理又は復旧に要する経費。ただし、樹木等は修理に限る。		2,000,000 円

別表第 2 (第 3 条関係)

補助対象物件	補助対象経費	補助率	補助限度額
主屋 附属屋 蔵	保存計画に基づく新築、増築又は改築等で、原則として公道正面に臨む屋根、外壁、建具、軒先等の修景に要する経費。ただし、外壁に要した経費には、下地経費を含み、電気設備その他設備等の経費は含まないものとする。	2 / 3 以内	3,500,000 円
	上記物件及びその底地に係る防虫及び殺虫処理に要する経費		200,000 円
門 祠	保存計画に基づく新設、改築等又は復旧に要する経費		2,000,000 円
井戸 塀 石垣	上記物件及びその底地に係る防虫及び殺虫処理に要する経費。ただし、石垣を除く。		25,000 円
石段 生垣	保存計画に基づく新設又は復旧に要する経費		1,000,000 円

第1号様式(第6条関係)

年 月 日

出水市長 様

申請者 住所
氏名 印

年度伝統的建造物群保存地区保存補助金交付申請書

年度伝統的建造物群保存地区保存補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交付規則第3条及び出水市伝統的建造物群保存地区保存補助金交付要綱第6条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
- 2 関係書類
 - (1) 事業計画書
 - (2) 収支予算書
 - (3) 設計書
 - (4) 仕様書

第2号様式(第6条、第8条、第10条関係)

事業 計画
変更計画 書
実績

区 分	事 業 内 容
工事部分の延べ面積	㎡
工事着工(予定)年月日	年 月 日
工事完了(予定)年月日	年 月 日
事業費	円
工事費	円
その他参考事項	

第4号様式(第7条関係)

出 第 号
年 月 日

様

出水市長 

年度伝統的建造物群保存地区保存補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度伝統的建造物群保存地区保存補助金については、出水市補助金等交付規則第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

1 補助金の額 金 円

2 交付の条件

- (1) この補助金は、 年度伝統的建造物群保存地区保存補助金として交付するものであるから、他へ流用してはならない。
- (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
 - ア 補助金の趣旨に違反したとき。
 - イ 事業の施行方法が不相当と認めたとき。

第5号様式(第8条関係)

年 月 日

出水市長 様

補助事業者 住 所
氏 名 印

年度伝統的建造物群保存地区保存補助金変更申請書

年 月 日付け出 第 号で補助金交付決定通知のあった
年度伝統的建造物群保存地区保存事業を下記のとおり変更したいので、出水市補助金
等交付規則第7条及び出水市伝統的建造物群保存地区保存補助金交付要綱第8条の規定によ
り、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 補助金交付申請額 金 円
(うち前回までの申請額 金 円)
- 2 変更の理由

- 3 関係書類
 - (1) 事業変更計画書
 - (2) 変更収支予算書
 - (3) 設計書
 - (4) 仕様書

第6号様式(第8条関係)

出 第 号
年 月 日

様

出水市長 

年度伝統的建造物群保存地区保存補助金変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度伝統的建造物群保存地区保存
事業の変更については、出水市補助金等交付規則第7条の規定により、承認したので通知
します。

第7号様式(第8条関係)

出 第 号
年 月 日

様

出水市長 

年度伝統的建造物群保存地区保存補助金変更交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度伝統的建造物群保存地区保存事業の変更については、出水市補助金等交付規則第7条の規定により承認し、下記のとおり変更決定したので通知します。

記

- 1 補助金の額 金 円
- 2 交付の条件
 - (1) この補助金は、 年度伝統的建造物群保存地区保存補助金として交付するものであるから、他へ流用してはならない。
 - (2) 次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。
 - ア 補助金の趣旨に違反したとき。
 - イ 事業の施行方法が不相当と認めたとき。

第8号様式(第10条関係)

年 月 日

出水市長 様

補助事業者 住 所
氏 名 印

年度伝統的建造物群保存地区保存補助金実績報告書

年 月 日付け出 第 号で交付決定通知に基づき、伝統的建造物群保存地区保存事業を実施したので、出水市補助金等交付規則第13条及び出水市伝統的建造物群保存地区保存補助金交付要綱第10条の規定により、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業実績書
- 2 収支精算書
- 3 工事請負契約書又はこれに代わるものの写し
- 4 工事費内訳書又はこれに代わるものの写し
- 5 施行業者の工事完了届の写し
- 6 事業完了後の写真

第9号様式(第11条関係)

出 第 号
年 月 日

様

出水市長 

年度伝統的建造物群保存地区保存補助金交付確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった 年度伝統的建造物群保存地区
保存補助金については、出水市補助金等交付規則第14条の規定により、下記のとおり確定
したので通知します。

記

補助金の額 金 円

第10号様式(第12条関係)

年 月 日

出水市長 様

補助事業者 住 所
氏 名 印

年度伝統的建造物群保存地区保存補助金交付請求書

年 月 日付け出 第 号で交付決定(確定)通知に基づく、
年度伝統的建造物群保存地区保存補助金を交付くださるよう、出水市補助金等交
付規則第16条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額 金 円

総 額	円
前回までの交付額	円
今回請求額	円
未請求額	円

2 振替口座

- (1) 金融機関名
(フリガナ)
- (2) 名 義 人
- (3) 口座番号

第11号様式(第12条関係)

年 月 日

出水市長 様

補助事業者 住 所
氏 名 印

年度伝統的建造物群保存地区保存補助金概算払申請書

年 月 日付け出 第 号で補助金交付決定のあった、
年度伝統的建造物群保存地区保存補助金を出水市補助金等交付規則第16条及び出水市伝
統的建造物群保存地区保存補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり概算払く
ださるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 金 円

事業費	補助金 交付決定額	概算払 受領済額	今回申請額	残 額
円	円	円	円	円

2 概算払を必要とする理由